四九一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一五八を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五八を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四八を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七〇を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五二を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一三三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数、算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五八を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二五三を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数、算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇五を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一七八を控除した数に〇・五五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・三五三を控除した数に〇・二五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から〇・六二二を控除した数に〇・一三九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から〇・九四二を控除した数に〇・〇六三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四七を控除した数に〇・五五三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇九六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇四五を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇四二を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一八三を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇三〇を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・三九五を控除した数に〇・〇一一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇五一を控除した数に算式イに係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数及び算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五三を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三一一を控